

入院期間が 180 日を超える入院に 関する選定療養費

健康保険法の規定により、入院医療の必要性が低い患者様の事情等により長期（180日を超）にわたり入院される場合、患者様の自己の選択に係るものとして、入院料の一部（100分の15相当）を選定療養費として自己負担していただくことになります。

1日につき 3,185 円（税込）

「180日を超える入院とは」

同じ病気で入院していた期間の日数を合計したものとなり、他の医療機関の入院日数も加算されます。

ただし、医療機関を退院した後、①別の病気で入院した場合、②退院してから3ヵ月以上入院しなかった場合、③介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に3ヵ月以上入所（入院）していた場合、④以前の病気が治癒した場合、⑤DPC入院期間などは、以前の入院期間は加算されません。

また、難病や重症等の患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

「入院期間の確認と退院証明書の提出について」

入院時に、過去3ヵ月以内の入院期間の確認のため、患者様若しくはご家族等に「入院申出書」を頂くことになります。また、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されている場合はご提出をお願いします。



一般財団法人 大原記念財団

大原総合病院

R08.06.01